

4年度発 HACCP 第6号  
令和4年7月12日

農場 HACCP 認証関係各位  
(主任審査員、審査員、認証農場) 様

農場 HACCP 認証協議会

## 農場 HACCP 認証基準改正に伴う認証審査の実施について

このたび、農林水産省消費・安全局長から、令和4年7月12日付け4消安第1747号をもって、農場 HACCP 認証基準の一部改正について通知されました。今回の改正は、食品安全の国際規格である ISO22000 の改正や飼養衛生管理基準の強化等を踏まえ行われたものです

つきましては、速やかに改正後の農場 HACCP 認証基準に対応するとともに、改正された認証基準に従って円滑な認証審査を推進する必要があります。

このため、農場 HACCP 認証協議会において協議の結果、認証基準改正に伴う認証審査の実施方法として、下記のとおり経過措置の実施期間、該当項目及び対応方針を決定したので、ご承知の上、混乱のないよう対応等をお願いします。

なお、農場 HACCP 認証の審査員研修（審査員養成研修、力量向上研修）及び指導員養成研修等において、認証基準改正に伴う審査に関する講義を行うことも予定しているため、積極的な受講を検討するとともに、関係者への受講の働きかけ等をお願いします。

### 記

#### 1. 経過措置の実施期間

新たな認証基準の公布日から1年以内に申請された認証審査（初回、維持、更新）を対象とする。

#### 2. 経過措置の対応方針等（別紙のとおり）

経過措置の対象とする認証基準の項目について、文書審査において改正後の認証基準の要求内容が達成されていない場合は、懸念事項として指摘する。

しかしながら、その後の現地審査において達成できていない場合においても、不適合とはせず、観察事項として指摘する。併せて、次回審査までに改善及び更新を求める。

ただし、公表日から6か月以内については、申請農場の希望、審査員の力量向上研修の受講状況等を勘案し、認証機関の判断により、旧基準による審査を行うことも可能とする。

(参考) 審査員・指導員研修の実施時期 (予定)

①審査員力量向上研修

- ・主任審査員対象 (11月頃)
- ・更新登録の審査員対象 (10月頃)
- ・新規登録の審査員対象 (11月頃)

②審査員養成研修 (8月～12月頃、6回)

③指導員養成研修 (8月～12月頃、5回)

④指導員力量向上研修 (10月～12月頃、3回)

**【本件に関する問い合わせ先】**

農場H A C C P 認証協議会事務局

(公益社団法人中央畜産会内)

担当：山本、毛利、木島

TEL：03-6206-0835

メールアドレス：eisei@sec.lin.gr.jp

(別紙)

## 農場HACCP認証基準改正に伴う経過的措置の項目、改正のポイント等

注：下線部は認証基準の改正部分

要求事項		改正のポイント	認証審査の対応方針
章	項目		
第1章	<p>1. 範囲</p> <p>家畜生産農場は、認証の対象となる農場の所在場所、農場の経営者、従事者、組織員数、飼養頭羽数（概数）及び生産物の範囲を、文書によって明確にしなければならない。</p>	<p>1. 範囲で、農場の経営者、従事者、組織員数、飼養規模（概数）等を明確にするとされた。</p>	<p>基本的な事項であり、経過的措置の対象とはしない。</p>
第2章 経営者の責任	<p><b>(経過的措置該当)</b></p> <p>1. 経営者のコミットメント（誓約） (2)衛生管理目標の設定 衛生管理目標は、<u>第6章2の分析結果に基づき、定期的に見直さなければならない。</u></p>	<p>衛生管理目標を、第6章2の分析結果に基づき、定期的に見直すとされた。</p>	<p>第6章の2の分析結果に基づいて衛生管理目標の達成状況の検証等による見直しが行われていない場合は、懸念事項、更には観察事項で指摘し、次回審査までの更新を求める。（目標の見直しの実施状況は第6章関連文書・記録に記載されていても良い。）</p>
	<p><b>(経過的措置該当)</b></p> <p>(3)組織及び組織の役割と権限 経営者は、<u>組織（経営者、HACCPチーム、内部監査員、農場内の全職員等）の全体像を組織図等を用いて明確にし、それぞれの組織の役割と権限を文書化すること。</u></p>	<p>経営者、HACCPチーム、内部監査チーム、農場の全職員等を組織図等で示し、役割と権限を文書化するとされた。</p>	<p>経営者、HACCPチーム、内部監査チーム、農場の全職員等について明確にすること等について、組織図等の更新が不十分な場合は、懸念事項、更には観察事項で指摘し、次回審査までの更新を求める。</p>
	<p>3. 外部コミュニケーション</p> <p>経営者は、家畜・畜産物の安全に係る情報を確実に利用可能とするために、<u>次の関係者のリストを作成した上で、これらの者と効果的なコミュニケーションを行い、得られた情報を記録するとともに、その情報の活用の手順及び方法を確立し文書化すること。</u></p>	<p>①供給者 ②家畜・畜産物の出荷先、消費者 ③法令・規制当局 ④家畜・畜産物の安全に係るその他の組織について、リストを作成するとされた。</p>	<p>内容的に大きな変更は見られないため、経過的措置の対象とはしない。</p>

要求事項の改正点		改正のポイント	認証審査の対応方針
章	項目		
	<p>(経過的措施該当)</p> <p>5. 特定事項への備え  (1)HACCP チームによる手順の確立等  ②第3章2.の事項に関して不適切な事例が発生した場合  ⑤自然災害、又は家畜の飼養管理のための設備の故障等衛生管理システムが機能しない重大な事態が発生した場合</p>	<p>②では、従来「製品表示に不適切な事例」とされていたが、「第3章2.の事項に関して」と改正され、いわゆる製品説明書の内容に関して不適切な事例が発生した場合の手順を確立する等とされた。</p> <p>⑤では、従来「自然災害」のみが対象であったが、「家畜の飼養管理のための設備の故障等衛生管理システムが機能しない重大な事態」と対象が拡大されたので、これに対応する手順を確立する等とされた。</p>	<p>製品表示に不適切な事例の発生に対応しているものの、「第3章の2の事項に関して」に対応していない場合は、懸念事項、更には観察事項で指摘し、次回審査までの更新を求める。</p> <p>自然災害の発生に対応しているものの、「家畜の飼養管理のための設備の故障等衛生管理システムが機能しない重大な事態」に対応していない場合は、懸念事項、更には観察事項で指摘し、次回審査までの更新を求める。</p>
	<p>6. 衛生管理システムの見直し  経営者は、第6章により、<u>HACCP チーム責任者に、衛生管理システムを運用させ、保持させ、定期的に見直しさせるとともに、必要に応じ随時見直しさせなければならない。</u></p>	<p>衛生管理システムの見直し及び更新については、第6章に関連して実施すべきものであることが、改めて明記された。</p>	<p>内容的に大きな変更は見られないため、経過的措施の対象としない。</p>
	<p>7. 人、設備等の資源の提供と管理  (2)従事者の知識と能力  経営者は、従事者の知識及び業務遂行能力の保持、向上を図るため、<u>第5章の教育及び訓練をHACCPチーム責任者に行わせなければならない。</u></p>	<p>(2)「従事者の知識と能力」については、従来から第5章に関連している前提で審査してきたところであるが、今回の改正で「第5章により」が追加された。</p>	<p>内容的に大きな変更は見られないため、経過的措施の対象としない。</p>



要求事項の改正点		改正のポイント	認証審査の対応方針
章	項目		
第3章 危害要因分析の準備	4. 工程一覧図（フローダイアグラム）及び現状作業、生産環境の明確化と現場での確認 HACCP チームは、以下に従い、工程一覧図並びに現状の工程内、日常、定期・不定期作業及び生産環境を明確にし、文書化し、現場で確認し、必要に応じて更新し、保持しなければならない。	要求事項が「現状の工程内作業、日常作業及び生産環境を明確にし、」から、「現状の工程内、日常、定期・不定期作業及び生産環境を明確にし、」に修正された。	内容的に大きな変更は見られないため、経過的措置の対象としない。
	(2) 現状作業（工程内及び日常・定期・不定期作業）の明確化 ① 工程内現状作業の明確化 作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述 <u>しなければならない</u> 。 ② 現状の日常作業及び定期・不定期作業の文書化 作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述 <u>しなければならない</u> 。	「記述すること。」から、「記述しなければならない。」に修正された。	
	(3) 生産環境の文書化 ② 農場内の交差汚染の予防を考慮した、清浄度区分（ゾーニング）及び人、家畜、物の流れ（動線）を検討 <u>しなければならない</u> 。 ③ 敷地、道路、施設、主な設備等の配置を示した平面図上に、清浄度区分を明示し、人、家畜、物、生産物等の流れをトレースし、各種動線図を作成 <u>しなければならない</u> 。	② 「家畜間の交差感染又は畜産物への交差汚染の予防を考慮した、」から、「農場内の交差汚染の予防を考慮した、」に修正された。 「検討すること。」から、「検討しなければならない。」に修正された。 ③ 「作成すること。」から、「作成しなければならない。」に修正された。	

要求事項の改正点		改正のポイント	認証審査の対応方針
章	項 目		
第4章 一般的衛生管理プログラムとHACCP計画の作成	<p><b>(経過措置該当)</b></p> <p>1. 一般的衛生管理プログラムの確立  (1) 一般的衛生管理プログラムを確立する場合、(中略)、特に、次の事項については、病原体の侵入防止の観点から効果的に実施されるよう、その作業手順に留意すること。  ①農場に立ち入る者の制限、②農場内に立ち入る者の更衣・作業靴の履き替え・消毒、③農場に持ち込む物品及び農場内に入り出す車両の制限・処理・管理、④給与水、飼料、敷料等の処理・管理、⑤導入家畜の健康状態の確認・管理、⑥農場への野生動物の侵入防止措置、⑦衛生管理区域内への愛玩動物の持ち込み及び当該区域内での飼養の禁止、⑧農場域内の整理整頓及び消毒</p>	(1) ①～⑧の項目について考慮することが追加された。	①～⑧について考慮していることを十分に確認できない場合は、どの事項に当たるかを具体的に挙げて懸念事項、更には観察事項とし、次回審査までの改善を求める。 (作業分析シート、マニュアル、平面図・動線図、家畜保健衛生所の指導書、現地審査時のサイトツアー等から総合的に審査する。)
	(2) 管理方法は、第3章で作成した文書や、作業手順書、作業マニュアル等の文書により定めること。	管理方法に、「第3章で作成した文書」が明記された。	内容的に大きな変更は見られないため、経過措置の対象としない。
	<p><b>(経過措置該当)</b></p> <p>(3) 一般的衛生管理プログラムに基づく作業が適切に行われているか否か、作業後の様態や効果についてのモニタリングの必要性を検討し、モニタリングを行う場合には、その記録の方法を明確にすること。</p>	(新設)	一般的衛生管理プログラムに基づく作業の中で、作業の適切性、効果等に関するモニタリングが必要な項目の選定、その場合の記録方法の検討等が行われていない場合は、懸念事項、更には観察事項とし、次回審査までの実施を求める。
	<p>3. HACCP 計画の作成</p> <p>(3) 監視 (モニタリング) 方法の確立 (原則4)  ①モニタリングの手順及び方法では、その対象事項、具体的な手順、方法及び実施の頻度を定め、測定、観察及び記録付け並びに記録の確認を行う担当者を明確にすること。</p>	表現ぶりが修正された。	内容的に大きな変更は見られないため、経過措置の対象としない。
	<p>(4) 是正措置の確立 (原則5)  ①逸脱した状態で生産された家畜又は畜産物の分別と処理の方法 (他用途への転用、廃棄、その他)  ②正常への復帰、③逸脱した原因の究明、④再発を防止するための対策</p>	①～④が、修正・是正措置の順に入れ替えられた。	
<p><b>(経過措置該当)</b></p> <p>(5) 検証方法の決定 (原則6)  HACCP システムが HACCP 計画に従って実施されているかを確認するに当たり、検証の目的、方法、頻度もしくは間隔を定めた検証計画を作成し、これに基づき、計画的・定期的に検証を行うこと。検証では、以下の事項を確認すること。  ①HACCP 計画が適正に運営されていることをモニタリング記録、是正措置の記録、現場の査察、従事者へのインタビューなどにより確かめること。  ③モニタリングに用いる機器が定められたとおりに整備されていること。</p>	「検証計画」の作成が明記され、これにより、第4章ではHACCP計画についての検証を実施することが明確にされた。 ③「補正」が「整備」に言い換えられた。	「検証計画」の作成が必須となったことから、「検証計画」の文書化が実施されていない場合は、懸念事項、更には観察事項とし、次回審査までの改善を求める。	



要求事項の改正点		改正のポイント	認証審査の対応方針
章	項 目		
第5章 教育・ 訓練	<p>1. 教育・訓練</p> <p>HACCP チーム責任者は、従事者に対して衛生管理に関する基本的な知識、第4章で定めた<u>一般的衛生管理プログラムに基づいた作業の手順及び方法、モニタリング、記録付けの方法、HACCP計画、是正措置、その他一般的衛生管理プログラム並びにHACCPに関する知識・技能の維持向上を図るため教育・訓練を行うこと。</u>教育・訓練は、次の要件を満たさなければならない。</p>	<p>従事者に対して教育・訓練すべき内容に「第4章で定めた一般的衛生管理プログラムに基づいた作業の手順」「是正措置」が加えられた。</p> <p>教育・訓練に求められる要件が詳述された。</p>	<p>内容的に大きな変更は見られないため、経過的措置の対象としない。</p>
	<p>(1)従事者が自らの活動の持つ意味及び重要性を<u>理解し衛生管理システムの効果的な運用に向けて自らがどのような貢献ができるかの認識を持たせるものであること。</u></p>		
	<p>(2)教育・訓練の目的、達成目標が明らかであり、<u>その有効性が評価されるものであること。</u></p>		
	<p>(3)教育・訓練の効果を確認し、<u>必要な力量が不足している場合にはその力量に到達することを目的とした再教育が実行されるものであること。</u></p>		
	<p>4) (1)から(3)までの事項が計画的に行われ、<u>記録されるものであること。</u></p>		

要求事項の改正点		改正のポイント	認証審査の対応方針
章	項 目		
第6章 評価・ 改善及 び衛生 管理シ ステム の更新	<p>1. 内部監査</p> <p>(2)内部監査は、その手順を明確にし、定められた間隔で、計画的に実施しなければならない。</p> <p>(6)内部監査員は、内部監査の結果を内部監査報告書として文書化しなければならない。</p>	<p>内部検証が内部監査と言い換えられた。</p>	<p>内容的に大きな変更は見られないため、経過措置の対象としない。</p>
	<p><b>(経過措置該当)</b></p> <p>2. 情報の分析</p> <p>(3)一般的衛生管理プログラムのモニタリング記録(家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の指導結果を含む)</p> <p>(4)HACCP計画のモニタリング記録</p> <p>(5)内部監査の記録</p> <p>(6)教育・訓練の記録</p> <p>(7)衛生管理目標の達成状況及びその他の監視事項の情報</p> <p>(8)直近の農場 HACCP 認証審査結果</p>	<p>(3)一般的衛生管理プログラムのモニタリング記録に加えて分析内容に家保による飼養衛生管理基準の指導結果が含まれた。</p> <p>(7)「経済性に関わる監視事項」が「衛生管理目標の達成状況及びその他」と言い換えられた。</p> <p>(8)直近の農場 HACCP 認証審査結果が加えられ、前回審査の指摘事項を改善の種として活用しているかも審査の対象とされた。</p>	<p>(3)分析内容に家畜保健衛生所による指導結果が含まれていること。</p> <p>(7)衛生管理目標の達成状況の検証を行い、例えば、目標が達成されなかった場合の原因の究明やシステム更新等の検討、達成されている場合の達成目標の分析、更に高い目標への更新が検討されていること。</p> <p>(8)維持審査以降では前回審査の指摘事項を改善の種として活用していること。</p> <p>以上のような分析又は検証が実施されていない場合は、懸念事項、更には観察事項で指摘し、次回審査までの実施を求める。</p>
	<p>3. 衛生管理システムの更新</p> <p>経営者の指示のもと、HACCP チーム責任者は、衛生管理システムの有効性が継続的に向上されるように、1及び2の結果をもとに、改善のための処置を実施すること。必要により衛生管理システムを更新すること。衛生管理システムを更新するときは、あらかじめ経営者に報告するとともに、その更新を記録し、保管すること。</p>	<p>第2章6.との関連が明確にされ、実践されていることが求められた。</p>	<p>内容的に大きな変更は見られないため、経過措置の対象としない。</p>



要求事項の改正点		改正のポイント	認証審査の対応方針
章	項目		
第7章 衛生管理文書 リスト、及び文書、記録に関する要求事項	<p>2. 文書、記録に関する要求事項</p> <p>(1) 文書</p> <p>① 文書化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名を印字又は電子サイン等の使用により署名に代える場合は、あらかじめその旨を定めた文書を作成すること。</li> </ul> <p>② 文書管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄する方法が文書化されていること。</li> </ul>	<p>ワープロ機能で署名部分を印字する場合及び電子サイン等を活用する場合の本人確認の方法が文書化されていることを確認するとされた。</p>	<p>審査の判定に考慮すべき内容的な変更は見られないため、経過措置の対象とはしない。</p>
	<p>(2) 記録</p> <p>① 記録付け</p> <p>記録は、電子化する場合も含め、次の事項を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記録付けを行った人の所属、署名及び記録付けを行った日付、必要により時間の記載があること。</li> <li>・ 責任者の所属、署名及び署名した日付の記載があること。</li> </ul> <p>② 記録管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄する方法が文書化されていること。</li> </ul>	<p>記録を電子化する場合、記録付けを行った人の所属、署名及び記録付けを行った日付等を確認するとされた。</p>	